

事例項目	補助金の誤振込について
事例発生日等	平成25（2013）年6月
担当課	健康福祉部 子ども課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成25（2013）年6月20日（木）、子ども課は、補助金対象事業の実施事業者からの申請に基づき、補助金の交付決定を行い、その後、同事業者あてに交付決定通知書を送付する手続きを行った。</p> <p>②交付決定した金額を平成25（2013）年6月28日（金）に同事業者の銀行口座に振り込む手続きを行った。</p> <p>③平成25（2013）年7月5日（金）、事業者から子ども課に、補助金が法人の口座ではなく、事業者の長である個人の口座に振り込まれており、また、補助金の申請額と振込金額が異なっているとの問い合わせがあった。さらに、補助金の交付決定通知書も届いていないとの指摘があった。</p> <p>④調査の結果、今回、振込方法を前回までの電子振込から登録振込に変更した際に、新たに行った債権者登録の申請書に誤りがあったことが判明した。また、同日に他課から、事業者の長の個人の活動に対する報償費の支払いがあったため、当該補助金の金額と合算されて個人の口座に振り込まれていたことが判明した。なお、交付決定通知書は、記録上、すでに普通郵便で郵送したこととなっていた。</p> <p>※電子振込： 指定金融機関のウェブサイト内で口座情報等を入力し、振込を行う方法。入力ごとに担当課名義で振込が行われる。</p> <p>※登録振込： 頻繁に振込を行う債権者の情報をあらかじめ登録し、振込を行う方法。同日付の庁内の振込金額を合算し、門真市名義で振込が行われる。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①事業者の長に個人口座から市への返金を依頼し、改めて法人口座に振込手続きを行った。</p> <p>②平成25（2013）年7月5日（金）、交付決定通知書を再発行した。</p>
発生原因	<p>会計課から、すでに登録されていた事業者の長の個人の債権者情報を使用せず、補助金の交付先である法人の債権者情報を新たに登録するよう指摘を受けたが、既登録の債権者情報のうち債権者名のみを法人名に変更すれば良いと思い込み、口座番号等を既債権者情報のままで登録の申請を行ってしまった。</p> <p>また、登録振込では、同日付の庁内他課の振込と合算で処理されることを認識していなかった。</p> <p>さらに、事業者に対し、補助金申請から交付決定通知書の発送までの処理期間を伝えていなかったため、同通知書が不着であることに気づくことができなかった。</p>
再発防止対策	<p>①補助金の振込手続きを行う際は、振込依頼別に手続きされ、振込元である担当部署が振込先に明記される電子振込で行うこととした。</p> <p>②事業担当課が新たに債権者登録等を行う際に会計課に提出する依頼書の様式について、事業担当課及び会計課の課長までの決裁欄を追加することにより、必ず複数による確認を経ることとした。</p> <p>③補助金の申請があった際には、申請者に対し、交付決定通知書を発送するまでの概ねの処理期間を伝えるとともに、万が一、当該期間を相当経過しても届かない場合には、連絡を入れていただくよう依頼することとした。</p>